

「福岡教育大学との連携による共同研究プロジェクト」特別支援教育部門 講演会の実施と報告 PART II

＜講師＞東京大学先端科学技術研究センター

人間支援工学分野 准教授 近藤武雄先生

演題 「学習へのテクノロジー利用と合理的配慮」

2月14日15:30～16:50

参加者 45名(宗像市・福津市小中学校の先生・教育大学の先生・子ども部・発達支援センター等)
平田教育委員・川上教育委員・中岡教育委員さんも参加されました。

通常の学級に、発達障害の児童・生徒がいる。
全国の小中学生1046万人の内約6.5(6.3%)がいる可能性がある。

- 「読み書きが困難、学習が困難」
≠「学ぶ力がない。」
- 障害のある部分をテクノロジーで補い、本質的な学び(及びその後の就労)を実現することができる。
- 能力≠配慮付の結果
通常の学級に、わからないのではなく学習が困難な子どもたちがいることが広がってきたのはとてもよいことである。

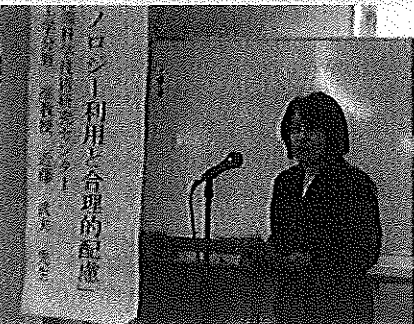
- 1 LD:学習面の著しい困難な子(47万人)
内 読み書きの困難25万人(2.4%)
- 2 ADHD:
不注意の問題:28万人(2.7%)
多動・衝動性:14.6万人(1.4%)
- 3 自閉症スペクトラム
対人関係やこだわり等:11.5万人(1.1%)
以上のような子どもには合理的配慮が必要である。

現在はアイポッドもある。読み上げる機能を持った道具もある。メモをとればその時と同じ音まで再現できるペンも開発されている。ICレコーダー、Audio Note、Liverscribe Plus Pen など多くの便利な機器がある。しかし欧米諸国とちがって、日本では合理的配慮としてこれらの機器の活用を許可されるまでにはいっていない。

しかし、現在、発達障害の子に自閉症スペクトラムがあるという考えが強くなっていることは心配なことである



黒板に書かれたことをノートに写そうと思ってもできない子がいる。わざと汚くかいているのではなく写し取れないという障害、特性を持っているのである。その子には黒板を写真にとったりつけければよいという環境を与えてあげる必要がある。印刷物障害(紙の印刷物を読むことに困難のある障害)の子どもたちがいる。この子たちに受験をあきらめさせるのではなく障害を補う機器を与えることで不可能を可能にしていける。



- 米国の大学における合理的配慮の実例
- 1 試験の配慮(別室受験・時間延長・代筆・代読)
 - 2 記録の代替(ノートテイキング・録音の許可)
 - 3 教材へのアクセシビリティ(教科書・教材の代替フォーマット(点字、音声、拡大、電子テキストファイル等)の製作、字幕のないビデオ教材への字幕追加)
 - 4 音声言語へのアクセシビリティ(手話通訳・リアルタイム・キャプション)
 - 5 建物とその機能へのアクセシビリティ(教室・コンピュータ室・図書室・実験室等)
 - 6 支援技術による自立サポート(1～5を技術的に支援)
(音声読み上げソフト・装置・音声認識入力代替入力装置(特殊キーボードやマウス等)録音・メモ装置・拡大カメラ・タイマー・耳栓等)

納富先生の挨拶:たくさんの先生方に講演を聴いていただいております。宗像・福津から粘り強い取り組みをさせていただきます！